

# 『国務院 国家環境保護第 12 次 5 カ年計画』

## 配布に関する通知

国発〔2011〕42 号

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直轄機関：

ここに『国家環境保護第 12 次 5 カ年計画』を配布する。真摯に実行されたい。

国務院

二〇一一年十二月十五日

# 『国家環境保護第 12 次 5 カ年計画』

環境を保護することは中国の基本的政策である。『第 12 次 5 カ年計画』の期間中、環境保護事業の科学的発展を推進し、資源節約型・環境配慮型社会の建設を加速するために、本計画を制定する。

## 一、環境情勢

中国共産党中央委員会及び国務院は環境保護事業を特に重視している。それは環境保護事業が、科学的発展観を確実に履行するための重要項目であり、経済発展のモデルチェンジを図るための重要な手段であり、生態文明づくりを推進する根本的対策であるためである。第 11 次 5 カ年計画の期間中に、国は主な汚染物質の総排出量の大幅削減を経済・社会発展の制約的指標として掲げ、深刻な環境問題の解決に力を入れたことで、認識・政策・体制・能力などの面で大きな進展が得られた。2005 年と比較して COD は 12.45%、二酸化炭素排出量は 14.29%削減され、予定を上回るペースで排出削減目標を達成した。汚染整備施設は急速な発展をとげ、市レベルの行政区画が置かれる都市では、下水処理率が 2005 年の 52%から 72%まで向上、火力発電所における脱硫装置設置率も 12%から 82.6%にまで改善された。河川や湖では全面的な活性化が進められ、重点流域・地域における汚染防止処理が整備されたことで、環境の質的改善が見ら

れた。国の設けた全国地表水モニタリング断面のうち、水質がⅢ類以上である割合は51.9%まで向上、全国の都市における二酸化硫黄の平均濃度は26.3%減少した。環境にかかる法律の執行・管理体制は一層強化されており、農村においては環境総合整備が著しい効果をあげた。生態保護の強化も着実に進められており、原子力・放射線についても完全なコントロールのもと安全が確保されている。社会全体の環境意識も絶えず高まり、国民の参画がより一層進められた。このように第11次五カ年計画の環境保護にかかる目標および主な課題は全面的に達成された。

目下、中国では環境が全体的に悪化傾向にあり、これに対し根本的な歯止めはまだかけられておらず、環境問題が顕著化、環境負荷も増大の一途を辿っている。一部の重点流域・海域では水質汚染が深刻化、また一部の地域・都市ではスモッグも目立ち、主な汚染物質の排出量は多くの地域で環境収容量を超えている。農村では重金属・化学品・残留性有機汚染物質及び土壌・地下水等の汚染が明らかになるなど、環境汚染の激化がみられる。一部の地域では生態系のダメージが深刻で、生態系の機能が低下、生態環境も脆弱になっている。原子力・放射線の安全に関するリスクも増大した。国民の環境に対する要求が高まりつつあり、突発的な環境事故も依然頻発している。環境問題は今や人体の健康、公共の安全、社会の安定を脅かす重大なファクターの一つである。また、生物の多様性の保護などグローバルな環境問題に対する圧力は日々増大している。環境保護にかかる法制度は整備されておらず、投資も依然不十分、法の執行力も不足しており、管理監督能力もやや立ち遅れている。また、人口の持続的な増加、工業化・都市化の加速、エネルギー消費量の上昇、汚染物質の排出量の増加などに伴い、経済成長が環境からさらなる制約を受けつつあるのが現状である。

## 二、指導思想、基本原則及び主な目標

### (一) 指導思想

鄧小平理論および重要思想である「三つの代表」を指導思想とし、科学的発展観の徹底を深く掘り下げ、生態文明レベルを向上させる努力を行うこと。科学的発展を阻害し、人々の健康を損なう恐れのある深刻な環境問題を着実に解決する。体制・メカニズムの刷新と能力開発に尽力し、主な汚染物質の排出量削減及び環境の質的向上に励み、環境リスクを抑止し、環境保護の歴史的転換を全面的に推進する。低コスト・高パフォーマンス・低排出かつ持続可能な

環境保護の新たな方式を模索し、資源節約型・環境配慮型社会の建設を加速させる。

## (二) 基本原則

——科学的発展、保護の強化。

科学的発展に努め、経済発展のモデルチェンジを加速させる。資源環境の収容力に基づいて、保護からの発展、発展からの保護を進め、経済社会と資源環境の調和のとれた発展を促す。

——環境保護の恩恵の普及と、調和の促進。すべての根本は人である。きれいな水、きれいな空気、安全な食品などの戦略的位置づけをより強調し、人々の生活保障に関わる深刻な環境問題を着実に解決する。環境保護にかかる基本的な公共サービスの平等性を段階的に実現させ、国民の環境権益を保護し、社会の調和と安定を促す。

——予防の優先と、防止対策の結びつけ。

根本からの予防を旨として、計画・建設・生産・流通・消費の各段階に環境保護を浸透させるとともに、持続可能な発展を実現する力を向上させる。汚染対策施設の建設と運営レベルを向上させ、生態の保護・回復に努める。

——全面的な推進とポイントの解決。

全体的・普遍的な環境問題の解決と、重点流域・地域及び業界における局所的な環境問題の解決を連動させる。中国の実情にかなった環境保護戦略システム、全面的で高効率の汚染防止対策システム、健全な環境品質評価システム、環境保護法規政策と科学技術規格システム、環境管理・法執行管理システム、及び全国民参画型の社会アクションシステムを構築する。

——種類別の指導と、レベル別管理。

適地適策に努め、各地域と業界に対し異なった環境政策を実施する。条件を満たす地域がより積極的な環境保護措置を採ることを奨励する。監督は国が、管理は地方が、責任は各事業者がというように分担された環境監督管理体制を整備し、環境保護目標責任制を実施する。

——行政主導と協力による推進。

行政主導に努め、企業主体の責任を明確にし、部門の調和と協力を強化する。環境情報の公開と世論管理を強化し、社会全体の環境保護への参画を働きかける。市場化による環境保護推進を検討する。

### (三) 主な目標

2015年までに主な汚染物質の排出量を大幅に削減する。都市・農村の飲料水水源地における環境の安全性を確実に保障し、水質の大幅な向上に努める。重金属汚染を確実に抑制し、残留性有機汚染物質・危険化学品・危険廃棄物等汚染などの汚染防止対策において著しい効果をあげる。都市の環境インフラの建設・運営レベルの引き上げ。生態環境の悪化傾向を逆転させる。原子力・放射線の安全管理・監督能力を大幅に強化し、原子力・放射線の安全レベルを更に引き上げる。環境管理監督システムの整備に努める。

特記欄 1：『第 12 次 5 カ年計画』環境保護主要指標				
番号	指 標	2010年	2015年	対 2010 年比 (2015 年)
1	COD 排出量 (万 t)	2551.7	2347.6	-8%
2	アンモニア性窒素排出量 (万 t)	264.4	238.0	-10%
3	二酸化硫黄排出量 (万 t)	2267.8	2086.4	-8%
4	窒素酸化物排出量 (万 t)	2273.6	2046.2	-10%
5	国の設ける地表水モニタリング断面 劣Ⅴ類の水質の割合 (%)	17.7	<15	-2.7 ポイント
	七大水系における国の設ける地表水モニタリング断面 Ⅲ類以上の水質の割合 (%)	55	>60	5 ポイント
6	地区レベル以上の都市における空気品質 二級以上の割合 (%)	72	≥80	8 ポイント

注：①COD（化学的酸素要求量）とアンモニア性窒素排出量は産業・都市生活及び農業排出も含む。2010年汚染源全体調査の更新結果に基づき策定。

②『第 12 次 5 カ年計画』期間中に、地表水モニタリング断面のポイント数を 759 から 970 まで増加させる。うち、七大水系における地表水モニタリング断面を 419 から 574 まで増加させる。同時に、評価項目を 12 項目から 21 項目まで増やすこととする。ここから、2010年の全国地表水モニタリング断面にお

ける劣Ⅴ類の水質の割合は17.7%、七大水系の地表水モニタリング断面におけるⅢ類以上の水質の割合は55%となることが予想される。

③『第12次5カ年計画』期間中に、空気環境の品質評価を行う範囲を113重点都市から全国の地区レベル以上の333都市に拡大する。呼吸性粉塵、二酸化硫黄、二酸化窒素の年間平均値から、2010年に地区レベル以上の都市における大気レベルが二級以上を満たす割合は72%となることが予想される。

### 三、主な汚染物質の排出削減の推進

#### (一) 構造見直しの強化

旧式生産設備の廃止を進める。『産業構造調整指導目録』、『一部の工業業界における旧式生産プロセス設備及び製品の廃止指導目録』の実施を厳格化する。鉄鋼・非鉄金属・建材・化学工業・電力・石炭・製紙・染色・製革などの業界における旧式生産設備の廃止を拡大する。年度実施計画を策定し、地方・企業に課題を割り当てるとともに、旧式生産設備を廃止させる企業のリストを一般に公開する。新規プロジェクトと汚染物質の排出削減、旧式生産設備の廃止の三者を連動させた審査許可メカニズムを構築し、生産能力の等量または減量置換制度を実施する。重点業界においては、主な汚染物質の排出量指標を新規・拡張プロジェクトの環境アセスメントにおける審査許可の前提条件とする。

新たに増加する汚染物質の排出削減に尽力する。エネルギー消費の総量を適性に抑制し、非化石エネルギーの発展を促し、2015年までに一次エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を11.4%まで引き上げる。石炭選鉱加工のレベルを向上させる。天然ガス、炭層メタンの供給を増やし、一次エネルギー消費における石炭の割合を低減させる。大気汚染の共同防止・共同管理を実施する重点地域においては、石炭消費量抑制にかかるモデルプロジェクトを実施する。エネルギー消費・排出量が高く、生産能力が過剰な業界については、参入規制をさらに引き上げる。単位製品当たりの汚染物質発生度を評価する制度の構築を検討する。省エネ・環境配慮・新エネルギーなどの戦略的新興産業の育成に取り組み、省エネ・環境配慮型交通輸送方式の発展を奨励する。

クリーン生産を推進し、循環経済の発展に尽力する。製紙・染色、化学工業・冶金・建材・非鉄金属・製革などの業界における汚染物質の排出基準とクリーン生産評価の指標を引き上げるとともに、より厳格な汚染物質排出基準を各地で制定することを奨励する。汚染物質の排出許可証制度を全面的に推進する。

農業・工業・建築・貿易サービスなどの分野におけるクリーン生産のモデル化を推進する。循環経済のモデルサイト事業を更に推し進め、資源リサイクルの産業化を加速し、生産・流通・消費の各段階における循環経済の発展を促し、社会全体をカバーする資源循環利用システムを構築する。

## (二) COD とアンモニア性窒素の排出削減に関する取組

重点地域・重点三号の水質汚染物質にかかる排出削減に力を入れる。富栄養化した湖・ダム及び東シナ海、渤海など赤潮の発生しやすい沿海地域における、全窒素または全リンの排出抑制を実施する。重金属汚染総合防止対策における重点地域では、主な重金属汚染物質の排出抑制を実施する。製紙・染色・化学工業などの業界における COD 及びアンモニア性窒素の排出抑制を推進し、2010 年比で 10%以上を削減する。長江デルタや珠江デルタなどの地域における、製紙・染色・製革・農薬・窒素肥料などにおいては、単に生産能力を拡大するだけの新規プロジェクトを厳格に抑制する。重点流域河川の水源地域では、非鉄金属・製紙・染色・化学工業・製革などの新規プロジェクトの実施を禁止する。

都市下水処理レベルを向上させる。下水管網の敷設に力を入れ、雨水・汚水分流式への改造を推進し、県政府所在地または主要な鎮における下水処理場の建設を加速させる。2015 年までに、全国の都市において下水管網を約 16 万 km 増設し、1 日当たりの下水処理能力を 4,200 万 t 増加させる。全ての県及び主要な鎮において基本的な下水処理能力を整備するとともに、下水処理施設の負荷率は 80%以上、都市下水処理率は 85%まで引き上げる。汚泥の無害化処理・処分及び汚水の再利用を推進する。下水処理施設の運営と汚染物質の削減評価審査を厳格化し、都市下水処理場を監視するためのプラットフォームづくりを推進する。滇池・巢湖・太湖などの重点流域及び沿海地域の都市における下水処理場においては、脱窒・脱リンレベルを引き上げる必要がある。

大規模な家畜・家禽養殖における汚染防止対策を推進する。養殖場の配置を見直し、養殖の適切な規模を定めて、養殖方法の改善を行うとともに、クリーン養殖の普及に努め、養殖廃棄物の再資源化利用を推進する。家畜・家禽養殖業の汚染物質の排出基準を厳格に実施し、また養殖ブロック・分散型養殖クラスターにおいては汚染物質を一括収集・管理する制度を推進する。2015 年までに、全国で大規模な家畜・家禽養殖場と養殖ブロックにおける、固形廃棄物と汚水貯蔵処理施設の併設率を 50%以上にする。

## (三) 二酸化硫黄と窒素酸化物の排出削減の取組

電力業界における汚染物質の排出削減を継続して推進する。石炭燃焼ユニットの新設時には脱硫・脱硝施設も併設しなければならない。脱硫施設のない、既存の石炭燃焼ユニットについては、廃止または脱硫施設の設置を進める。排煙脱硫施設は規定に従って排煙ダクトを撤去しなければならない。石炭燃焼ユニットの低窒素燃焼技術を用いた改良及び排煙脱硝施設の設置を進め、1台当たりの容量が30万kw以上である石炭燃焼ユニットは全て脱硝施設を増設しなければならない。脱硫・脱硝施設の監督管理を強化し、排出基準を安定的に満たすことのできない場合は、期限を定めて改良を行わなければならない。

その他の業界においても脱硫・脱硝の進展を加速する。鉄鋼業界においては二酸化硫黄の排出抑制を推進し、焼結機の排煙脱硫を全面的に行い、焼結機を新設する際には脱硫・脱硝施設を併設しなければならない。セメント・石油化学、石炭加工などの業界においては、二酸化硫黄、窒素酸化物の管理を強化する。石油化学・非鉄金属・建材などの業界の工業窯については脱硫改造を行う。新型の乾式セメント炉は低窒素燃焼技術を用いた改良を行い、セメント生産ラインを新設する際には効率60%以上の脱硝施設を設置する。各地の状況に合わせて、石炭ボイラーの排煙処理を実施し、石炭ボイラーを新設する際には脱硫・脱硝施設を設置する。既存の石炭ボイラーには排煙脱硫を行う。また、東部地域における既存の石炭ボイラーには低窒素燃焼装置を設置する。

自動車・船舶の窒素酸化物の抑制を実施する。自動車のエコマーク管理を行う。老朽化した車・機関車・船舶の廃棄を進め、2005年以前に営業登録された『イエローナンバー車両』は2015年までに完全に廃棄する。自動車市場参入にかかる環境基準を厳格化し、生産一致性検査を強化する。排出基準を満たさない車両の生産・販売及び登録を禁止する。新エネルギー車の使用を奨励する。国家自動車排出基準フェーズIVを全面的に実施し、条件を満たす地域においてはより厳格な排出基準を実施する。自動車用燃料の品質を向上させ、新型クリーン燃料の使用を奨励し、全国でフェーズIV基準を満たす自動車用燃料を供給する。都市における公共交通機関の発展に取り組み、超大型・大型都市における自動車保有量の抑制を検討する。

#### 四、深刻な環境問題の着実な解決

##### (一) 水環境の質的改善

飲料水の水源地の保護を厳格化する。都市集中型飲料水水源保護区の審査許可を全面的に整備し、水源保護区における違法建築プロジェクト及び汚染物質

の排出口の取締りを実施する。水源地の環境の整備・回復及び規範づくりを推進する。水源保護区外の管轄区域についても有毒・有害物質の監督管理を強化する。地区レベル以上の都市における集中型飲料水水源地では、定期的に水質分析を行う。飲料水水源環境情報の公開制度を整備し、リスク防止と緊急時の早期対応措置を強化する。

重点流域の水質汚染防止対策をより一層推し進める。各重点流域の優先管理ブロックを明確にし、区分管理を行う。淮河流域では特に、アンモニア性窒素の排出抑制をより一層強化し、淮河本流及び鄭州・開封・淮北・淮南・蚌埠・亳州・荷沢・濟寧・棗庄・臨沂・徐州などの都市における水質汚染防止対策を重点的に推進する。本流の水質は基本的にⅢ類を満たすものとする。海河流域においては、水資源の利用と水質汚染防止対策にかかる統一計画体制を強化し、飲料水の安全保障、都市の水環境の改善、地域間での水質汚染協同整備を行うことをポイントとして定め、汚染負荷の大幅削減、劣Ⅴ類の水質となる断面の比率の大幅削減に努める。遼河流域では、都市水系の環境総合整備に力を入れ、遼河保護区の建設を進め、遼河本流及び招蘇台河・条子河・大遼河などの支流の水質を大幅に改善する。三峡ダム区及びその上流においては、汚染整備、水生生態の保護及び水源かん養に力を入れ、上流及びダム区の優れた水質を保持する。松花江流域は都市水系の環境総合整備と非点汚染源の整備に力を入れ、地表水モニタリング断面における劣Ⅴ類水質を基本的に解消する。黄河中上流では渭河・汾河・湟水河などの支流の水質汚染防止対策を重点的に推進し、寧東・オルドス・陝西省北部など、エネルギー化学工業拠点における環境リスクの防止・抑制に力を入れる。河套灌漑区の農業による非点汚染源の防止対策を強化し、支流の水質の大幅な改善と、本流が使用機能的要件を安定して満たすことを実現させる。太湖流域では流入する全窒素・全リンなどの汚染負荷を引き下げることにより力を入れ、湖の水質を劣Ⅴ類からⅤ類まで引き上げ、富栄養化傾向を抑制する。巢湖流域においては、養殖と流入による汚染の抑制を強化し、アンモニア性窒素・全窒素・全リンなどの汚染負荷を低減させ、湖の生態回復に尽力するとともに、湖の富栄養化傾向を抑制し、湖に流入する主な支流から、水質劣Ⅴ類のものを基本的になくす。滇池流域では湖・生態保護区、導入利用区、水源かん養区における水質汚染防止対策を総合的に進め、湖に流入する河川及び湖自体の水質改善を図る。南水北調プロジェクト【訳注：南方の水を北方に引く、長江の水を北方まで引くプロジェクトを指す】の中線プロジェクトである丹江口ダム区及び上流においては、水質汚染防止対策と、水・土壌の流失対策を強化し、農による非点汚染源対策を推進し、水質が全面的に基準を満たす。

たすようにする。また、東線プロジェクトの水源区及びその沿線では汚染対策に力を入れ、引込み水の水質を確保する。

その他の流域においても、水質汚染防止対策に力を入れる。長江の中下流、珠江流域でも汚染防止対策に尽力し、水質の安定・改善を図る。水生生態の安全保障に向け、西南部や西北内陸部、東南部の各河川並びに鄱陽湖・洞庭湖・洪沢湖・扶仙湖・梁子湖・博斯騰湖・艾比湖・微山湖・青海湖及び洱海などを重点地域として定めるとともに、水生生態環境を質的に評価する指標システムの構築を検討する。水生生態の安全にかかる総合評価を実施し、水質汚染防止対策と水生生態の安全保障措置を実施する。湖北省長湖・三湖・白露湖・洪湖及び雲南省異龍湖などの総合整備に力を入れる。黒竜江、ウスリー江、トマン江、エルティシ河、イリ河などの河川環境にかかる監督管理・汚染防止対策を強化する。水質が良好、または生態系が脆弱である湖に対する保護を強化する。

海洋環境の汚染と生態の破壊を総合的に防止・抑制する。渤海など重点海域においては陸部・海部の統一計画を策定し、河川と海域両者に配慮した総合整備を推進する。重点海域における汚染物質の排出抑制制度を実施する。近岸海域及び流域の汚染防止対策をより密接に連動させる。護岸工事・海洋工事・海洋投棄及び船舶汚染に対する環境監督管理に力を入れ、生態がやや脆弱な地域では海上埋め立て事業を厳格に抑制する。海水養殖による汚染物質の排出量を削減する。海岸防災林の設置に尽力し、海に近い湿地・マングローブ林・サンゴ礁など代表的な海洋生態系の保護と回復を図る。海洋生物の多様性保護に力を入れる。重点海域においては、生物・赤潮及び石油流失をモニタリングするプロジェクトを徐々に増やし、海上での石油流失などの事故に対する緊急対応力を高める。海洋環境のモニタリングデータを共有できる仕組みを確立する。2015年までに、近岸海域の水質を全体的に安定させ、長江・黄河・珠江などの河口と渤海などの重点湾の水質を改善させる。

地下水の水質汚染の防止・抑制を推進する。地下水の汚染状況の調査と評価を実施し、地下水汚染対策区、防止・抑制区及び一般保護区に区分する。重点業界における地下水環境の監督管理を強化する。地下に浸透しやすい汚水溜や汚水溝等の地下水汚染源を取り締まり、井戸や立て坑等の汚染経路の根絶・廃止に努める。地下工事施設・地下探鉱、採鉱による地下水汚染を防止する。危険廃棄物や都市汚染、農業による非点汚染源が地下水に与える影響を抑止する。また、汚染土壌や汚水灌漑が地下水に与える汚染を厳格に防止・抑制する。地下水汚染の顕著な地域で回復テストを行うとともに、華北地域の地下水汚染防

止対策を重点的に強化する。さらに海水侵入による地下水汚染に対し、総合防止対策モデルプロジェクトを実施する。

## (二) 各種大気汚染物質の総合的な抑制

粒子状物質による汚染に対する抑制を進める。工業排煙粉塵の抑制に力を入れ、石炭火力発電所及びセメント工場における集塵施設の改善を進めるとともに、鉄鋼業界では既存の焼結(ペレット)設備について、全て高効率の集塵機を採用して、製造工程における集塵施設の設置に尽力する。20t/h以上の石炭ボイラーには、高効率の集塵機を設置し、その他の中・小型の工業用石炭ボイラーには低灰分の石炭またはクリーンエネルギーを使用することを奨励する。工事現場における施工、不用土の輸送プロセス及び道路などにおける土埃の抑制を強化する。

揮発性有機汚染物質と有毒排気ガスの抑制に力を入れる。石油化学業界の生産・輸送及び貯蔵のプロセスにおける揮発性有機汚染物質の排出抑制を強化する。水性・低毒性または低揮発性の有機溶剤を使用することを奨励し、ファインケミカル業界における有機排気ガス汚染の対策を推進し、有機排気ガスの回収利用に力を入れる。ガソリンスタンド・石油タンク及びタンクローリーの天然ガス回収総合整備工事を実施する。揮発性有機汚染物質と有毒排気ガスのモニタリングを実施し、重点業界の汚染物質排出基準を整備する。汚染源管理の厳格化を図り、水銀・鉛及びダイオキシンなどを含む有毒・排気ガスの排出量を削減する。

都市の大気汚染防止対策を推進する。大気汚染の共同防止・共同管理を行う重点地域において、地域の空気環境レベルを評価するシステムを構築し、各種汚染物質の管理を協同で行い、また、地域の大気汚染物質について特別排出規制値を設ける。火力発電・鉄鋼・非鉄金属・石油化学・建材・化学工業などの業界に対して重点的に防止・抑制に取り組む。北京・天津・河北省並びに長江デルタ及び珠江デルタなどの地域で、オゾン・微粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)などの汚染物質のモニタリングを行い、地域と連携して法の執行に関する調査を行う。2015年までに、上記の地域複合型大気汚染を抑制し、すべての都市における空気環境レベルを国の二級基準と同等あるいはそれ以上に引き上げ、酸性雨・スモッグ・光化学スモッグなどの汚染を大幅に減少させる。都市クリーン大気アクションを実施し、ウルムチなどの都市で大気汚染防止対策を強化する。都市の大気レベルについてレベル別管理を行い、基準を満たしていない都市では、

基準達成に向けた計画を制定・実施する。飲食油煙による汚染・異臭の抑制を強化する。

都市・農村における騒音レベルの管理に力を入れる。交通・工事・工業・社会生活などの分野における騒音公害防止対策を拡大する。騒音環境機能区を策定・調整し、都市の騒音環境基準を達成するための管理を強め、基準を満たす機能区の面積を拡大する。重点騒音源の抑制を確実にを行い、騒音問題を解決する。騒音監督管理力の開発を図る。

### (三) 土壤環境保護の取組

土壤環境保護制度の構築に力を入れる。土壤環境の品質基準を整備し、農産物を生産する土壤の環境保護に関する監督・管理規則と技術規範を制定する。建設プロジェクト用地の土壤環境の品質評価・登録制度及び汚染土壤の調査・評価・回復制度を策定し、整備・回復の責任主体及び条件を明確化する。

土壤環境の監督管理を強化する。土壤環境調査をより一層推し進め、食料・野菜生産拠点などの敏感地域と鉱物資源開発の影響が及ぶ地域に対して重点的に調査を実施する。農産物を生産する土壤の汚染評価と安全等級区分のモデル試験を行う。都市及び工業・鉱業企業の汚染土地環境監督管理を強化し、汚染土地の再利用における環境リスク評価を実施、土地環境リスク評価を建設プロジェクトの環境アセスメントに織り込み、評価または無害化処理のされていない汚染土地において土地を移動・開発利用することを禁止する。同評価により、人体の健康に深刻な影響を及ぼすと認定された汚染土地には、汚染の拡散防止措置を講じなければならないほか、住宅開発に用いてはならず、既に住民がいる場合は立退きを行わなければならない。

重点地域における汚染土地及び土壤の修復を推進する。大・中規模都市の周辺、汚染の深刻な工業・工業企業、集中汚染処理施設周辺、重金属汚染防止対策重点地域、飲料水水源地周辺、廃棄物保管施設など、代表的な汚染土地及び汚染耕地を中心に、汚染土地・土壤の汚染対策と修復テストをモデル化する。責任主体が不在となるなどの事由により、とり残されてきた土地の土壤汚染については、整備・修復により一層の力を投じる。

### (四) 生態保護・管理の取組

生態機能区の保護と構築に力を入れる。大興安嶺・小興安嶺、長白山など25の国家重点生態機能区の保護と管理を強化し、管理規則を制定、管理メカニズ

ムの整備に努める。生態環境のモニタリング・評価システムの構築に取り組み、生態システムの構造と機能に対し連続モニタリングと定期評価を実施する。生態系の保護・修復プロジェクトを実施する。重点生態機能区においては、汚染物質の排出量と参入許可にかかる環境基準を厳格に管理する。

自然保護区の建設と管理レベルの向上にも尽力する。自然保護区の基本調査と評価を行い、全国自然保護区発展計画を統一的に制定する。自然保護区の建設と管理に力を入れ、自然保護区の範囲と機能区分の調整にかかる管理の厳格化、自然保護区に影響の及ぶ開発建設作業の厳格な規制を行い、自然保護区内の土地・海域管理にかかる規範を制定する。国家レベルの自然保護区にかかる規範づくりに力を入れる。自然保護区の空間構成・レイアウトを最適化し、西南部の高山峡谷区や中南西部の山地丘陵区、近岸海域などの地域及び河川水生生態システム自然保護区の建設を中心に取り組む。中東部地区の人間活動が密集している地域においては、残存する自然生息地の応急的保護を行う。2015年までに、陸地における自然保護区の面積が国土全体に占める割合を15%で安定させる。

生物多様性の保護に力を入れる。『中国生物多様性保護戦略・アクションプラン（2011-2030年）』を継続、生物多様性保護優先地域の保護を強化して、生物多様性現地調査・評価を8から10箇所の優先地域において完了させる。生物多様性モニタリングテストサイト及び生物多様性保護モデル区、修復モデル区などを整備する。重点地域・業界における遺伝資源バンクの構築を推進する。生物種資源の輸出入監督管理を強化する。生物遺伝資源の獲得・利益共有制度の設立について検討し、整備する。外来種の侵入を防ぎ、遺伝子組換え生物の安全管理強化に関する法規を検討し、制定する。遺伝子組換え生物体の環境放出と環境改善用の微生物利用に対する監督・管理を強化し、外来有害種の防止対策に取り組む。脅威にさらされる動植物と外来侵入生物種のリストを公表する。2015年までに国家重点保護生物種と代表的な生態系の90%を保護する。

資源開発における生態環境監督管理を推進する。生態機能区の区分を行い、資源の開発・利用活動を規範化する。鉱物・水力発電・観光資源の開発及び交通インフラ整備における生態管理を強化し、関連企業は生態保護と修復における責任を履行する。鉱山環境の整備と生態修復の保証金制度を実施する。

## 五、重点分野における環境リスクの防止抑制の取組

### （一）環境リスク全過程管理の推進

環境リスク調査と評価を実施する。重金属・危険廃棄物・残留性有機汚染物質を排出する。または危険化学品を生産・使用する企業を中心として、重点環境リスク源と環境敏感地点の全面調査を行い、環境リスク源のデータベースを構築する。環境リスクの発生・伝播・防止・防止メカニズムを研究する。環境汚染と健康被害を調査し、環境・健康リスクの評価システムを確立する。

環境リスク管理対策を整備する。予防を主とした環境リスク管理制度を整備し、企業の主体责任を明確にする。環境リスク評価規範を制定し、関連する技術政策・基準・工事建設モデルを完備する。建設プロジェクトの環境影響評価審査は環境リスク防止について明確に条件を出さなければならない。企業の突発的環境事故の報告・応急処置制度、特殊汚染物質モニタリング報告制度を制定する。重点リスク源、重要・敏感地域に対して特定項目調査を定期的に行い、高リスク企業に対しては公示監督処分、期限付きの是正改革または立退きを申し渡し、是正条件を満たさない企業に対しては、法により廃業を申し渡す。環境緊急対応救援ネットワークを立ち上げ、環境緊急対応策を予め講じ、環境事故を想定した非常訓練を定期的に行う。突発的環境事故に対する緊急対応救援システムを整備し、政府指導・部門間協働のもと各レベルで責任を負い、社会が参画するという環境緊急対応救援構造を確立する。これにより、突発的環境事故を法に基づいて科学的かつ適切に処理する。

環境事故の処理と損害賠償復旧構造を確立する。重大な突発的環境事故を確実に防止することと適切な対応を地方政府の重要任務として、環境保護目標責任制に組み込む。環境汚染損害鑑定評価機構の設立を推進し、鑑定評価業務システムを確立、損害賠償制度を整備する。損害の評価・賠償及び損害回復技術体系を構築する。環境汚染責任保険制度を健全化し、重金属排出など環境リスクの高い企業に対する強制的保険制度を検討し、確立する。

## (二) 原子力・放射線安全管理の取組

原子力エネルギーと原子力技術利用の安全レベルを向上させる。重大な自然災害が原子力施設に与える影響についての分析・予測・警戒に力を入れる。原子力安全設備の設計・製造・据付及び運営の信頼性をより一層向上させる。原子炉と核燃料循環施設の安全性の改善に尽力し、安全条件を満たさない施設に対しては運営を制限する、もしくは段階的に閉鎖する。原子力技術の利用行為を規範化し、原子力技術を利用する事業者の総合安全調査を実施、潜在的安全リスクの高い原子力技術の利用プロジェクトについては、強制的に廃止させる。

原子力・放射線の安全管理を強化する。原子力・放射線安全性審査評価の方法を整備する。原子力施設の運営に関する安全性管理を強化し、建設途中または建設予定の原子力施設に対して安全性分析と評価を徹底、原子力安全許可証制度を整備する。初期に建設された原子力施設の安全管理を整備する。原子力材料・放射性物質の生産・輸送・貯蔵などの安全監督管理を強化する。原子力技術利用にかかる安全性管理を強化し、原子力技術利用の放射線安全管理情報システムを整備する。放射線環境品質モニタリングと原子力施設流出物質の監督とモニタリングを強化する。原子力・放射線の安全管理にかかる国際協力体制を整備し、原子力の安全性についての広報及び科学の普及教育に力を入れる。

放射性汚染防止対策に取り組む。初期に建設された原子力施設の廃止と放射性汚染対策を推進する。民間用放射線照射装置の廃止と使用済み核燃料の回収作業を実施する。放射性廃棄物の貯蔵・処理・処分能力の開発を急ぎ、これまでに残留している中・低レベル放射性廃棄液による安全リスクを根本的に取り除く。ウラン鉱物と、随伴する放射性鉱物汚染対策を速やかに整え、安全条件を満たさないウラン鉱製錬施設を閉鎖し、ウラン鉱製錬の廃止処理プロジェクトの長期監視保護メカニズムを確立する。

### (三) 重金属汚染事故の多発の抑制

重点業界・地域における重金属汚染防止対策に力を入れる。非鉄金属鉱(随伴鉱物を含む)の採掘業・非鉄金属製錬業・鉛蓄電池製造業・皮革及び皮革製品製造業・化学原料及び化学製品製造業などの業界を中心として、汚染の防止・抑制に力を入れ、重金属関連企業における旧式生産設備の廃止を急ぐ。重金属関連企業の配置を合理的に調整し、業界参入許可基準を徐々に引き上げ、衛生緩衝距離の厳格化を図る。生産設備の増設分と廃止分の等量置換または減量置換に努め、重点地域において重金属汚染物質の排出量が増加するプロジェクトを新規実施または改良・拡張することを禁止する。各省(区・市)がその非重点地域内で重金属排出量の置換・取引テストを検討することを奨励する。重点地域・業界における重金属汚染物質の特別排出規制値を制定し、実施する。湘江などの流域・地域においては、重金属汚染の総合的な処理に力を入れる。2015年までに、重点地域においては主な重金属汚染物質排出量を2007年比で15%低減、非重点地域においても主な重金属汚染物質排出量が2007年のレベルを超えないようにする。

重金属汚染源の総合的防止対策を実施する。重金属関連企業を重点汚染源として管理し、重金属汚染物質の産出・排出台帳を作成、監督モニタリング・調査制度を強化する。重点企業に対しては、強制クリーン生産審査を2年に1度行う。重金属関連産業の技術革新を後押しし、企業が高度処理することを奨励する。鉛蓄電池製造・非鉄金属製錬・皮革及び皮革製品製造、電気メッキなどの業界が同種統合、産業パークの設立管理を行うことを奨励し、産業パークに対する環境保護要件を引き締める。重金属汚染の健康被害に対するモニタリング・診療システムを整備する。

#### (四) 固形廃棄物の安全処理・処分の推進

危険廃棄物の汚染防止対策を強化する。危険廃棄物の全過程管理制度を実施し、重点監督・管理の対象となる危険廃棄物産出企業のリストを作成し、危険廃棄物を産出する企業及び取扱事業者の規範的管理を強化し、危険廃棄物の違法移転を防止する。企業が独自に設立した危険物利用・処理施設については、逐一調査・評価を行い、危険廃棄物の利用・処理の産業化・専門化及び大規模化を促進する。危険廃棄物の埋め立て量を抑制する。鉛酸蓄電池廃棄物の違法加工利用施設を取り締まる。実験室など工業以外の発生源における危険廃棄物管理を規範化する。これまで蓄積されてきたクロム屑の安全処理の推進を急ぎ、新たに発生するクロム屑については無害化利用処理を確実に行う。医療廃棄物の全過程管理と無害化処理施設の建設に力を入れ、農村・都市及び僻地における医療廃棄物の全過程管理と無害化処理施設の建設を土地柄に合わせて推進、2015年までに地区レベル以上の都市における医療廃棄物の無害化処理をほぼ実現させる。

工業固形廃棄物汚染の防止対策を拡大する。工業固形廃棄物の利用・処理を奨励する優遇政策を整備する。工業固形廃棄物の総合利用と処理技術の開発に力を入れ、ボタ炭・焼却飛灰及び工業副産物である石膏並びに製錬・化学工業における固形廃棄物など大口工業固形廃棄物による汚染防止対策に力を入れ、2015年までに工業固形廃棄物の総合利用率を72%まで引き上げる。生産者責任拡張制度を普及させ、廃棄電気・電子製品の回収処理活動の規範化に努め、不用品回収システムと集中加工処理パークを建設、資源の総合的利用を推進させる。輸入廃棄物区における区域管理を強化する。

家庭ゴミの処理レベルを向上させる。都市における家庭ゴミ処理施設の建設を急ぎ、2015年までに全国の都市において家庭ゴミ無害化処理率80%を目指し、全ての県に家庭ゴミ無害化処理力を確保する。家庭ゴミの分別回収制度を整備

し、分別回収・密閉運送・集中処理システムを構築、また処理施設の運営管理にも力を入れる。ゴミの簡易処理やゴミ保管施設・保管場所を整備し、封鎖されたゴミ埋め立て場及びゴミ捨て場に対して生態の回復・改良を実施する。ゴミの嫌気性分解によるバイオガス化、焼却熱による発電・熱供給、埋立ガスによる発電、飲食廃棄物の資源化利用を奨励する。ゴミ浸出液とゴミ焼却飛灰処理プロジェクトの実施を推進する。工業生産過程において、家庭ゴミと汚泥の同時処理テストを実施する。

#### (五) 化学品環境リスク防止抑制システムの健全化

化学品環境管理を厳格化する。危険化学品の環境管理記録及び新化学物質環境管理登録制度を整備する。有毒・有害化学品の使用禁止リストを作成し、法に基づいて高毒性・難分解性・環境への影響が大きい化学品の使用を禁止する。重点環境管理の対象化学品リストを制定し、環境リスクの高い化学品の生産と使用を制限する。関連業界の参入基準許可基準、環境品質基準、排出基準及びモニタリング技術規範を整備し、排出・移転報告制度を普及させ、強制的なクリーン生産審査を実施する。化学品環境管理機構を健全化する。化学品環境汚染責任終身追及制と全過程行政問責制を構築する。

化学品リスクの防止・抑制に力を入れる。化学工業パークの環境管理を強化し、化学工業パークの環境アセスメント審査を厳格化、既存の化学工業企業集積地域に対してはグレードアップを図る。危険化学品に関する新規プロジェクトは化学工業パークや化学工業集積地地区に集め、化学工業パーク外にある既存企業に対しては徐々にパークへ移転させる。化学工業パークの環境保護施設の建設基準を制定し、パーク関連施設と環境緊急対応システムを整備する。重点環境管理類である危険化学品廃棄物と汚染土地の管理・処理を強化する。危険化学品企業の廃棄する危険化学品の一時保管倉庫の建設と処理・処分能力の開発を推進する。鉄鉱石焼結・アーク炉製鋼・再生非鉄金属生産・廃棄物焼却などの業界を中心として、ダイオキシン汚染の防止対策に力を入れ、ダイオキシン汚染防止対策システムと長期的に効果のある監督管理メカニズムを構築する。2015年までに重点業界のダイオキシン排出量を10%削減する。

### 六、環境保護基本公共サービスシステムの整備

#### (一) 環境保護基本公共サービスの均等化の推進

国家環境機能区画を編成する。健全な環境の維持・自然生態系の安全保護・食品産地の環境安全保障などを目標として、各地域の主な環境機能に応じた区分けを行う。全国の主体機能区計画を考慮して、国家環境機能区画を編成、重点生態機能区、陸地・海洋生態環境敏感区・脆弱区などを『生態レッドライン』に定め、各地域の環境目標・政策・環境基準を制定することで、種類別指導・区画別管理を実施する。

開発最適化地域及び重点開発地域における環境整備に力を入れる。環境収容量を考慮して、厳格な汚染物質排出基準を実施し、汚染物質排出量の大幅削減、環境リスク予防及び生態空間（ビオトープ）の保護・拡大を図る。農産物の主な生産地に対する環境管理を強化し、土壌侵食・養殖汚染の防止対策に力を入れる。自然文化資源保護区に対しては、法に基づいて強制保護を実施し、自然生態と文化遺産の真実性・完全性の保護に努める。汚染企業を法に基づき廃業または転出させ、汚染物質の「ゼロエミッション」を実現させる。エネルギー拠点、鉱物資源拠点など、地域における環境参入許可基準を厳格化し、自然資源の適切かつ秩序ある開発をリードする。

地域環境保護戦略を実施する。西部地域では生態優先を厳守し、水力エネルギーや鉱物など資源エネルギーの開発活動における環境管理に力を入れることで、生態系サービス機能を保護・向上させるとともに、国主導により生態系の安全を守る「バリア」を構築する。三江源（長江・黄河・瀾滄江の源流）地域では生態保護の総合テスト区の建設をより一層推進する。タリム河流域では生態系の構築と砂漠化防止に力を入れる。フフホト・包頭・オールドス・榆林や陝西省中部-天水、蘭州-西寧、寧夏沿黄、天山北坂などの地域では、水消費量の高い産業の発展を厳しく制限し、水資源の利用レベルを向上させる。また、同地域では、暖房使用期間における石炭排煙による大気汚染を抑制に努める。成都-重慶・貴州省中部・雲南省中部・チベット自治区中南部などの地域では酸性雨汚染の防止対策に力を入れ、礫漠化整備・高原湖保護に努める。

東北地域では森林等生態系の保護に力を入れる。三江平原・松嫩平原湿地修復を実施、黒土の水土流失と砂漠化に対する総合対策を強化し、東北平原の農産物産地の土壌環境保護に尽力する。長春・吉林省・図們江・ハルビン・大慶・チチハル市及び牡綏（牡丹江～綏芬河）などの地域では、暖房使用期間における都市の大気汚染対策に努め、松花江・遼河流域及び近岸海域の汚染防止対策を推進する。石炭採掘による地盤沈下地域においては、総合整備と鉱山環境の回復に力を入れ、石油などの資源開発活動に対する生態環境管理を強化する。

中部地域においては、地域の資源環境負荷の保護に力を入れ、都市・農村環境インフラ建設レベルを向上させ、環境品質の全面的な安定維持に努める。太原都市群や中原経済区では、地域の大气汚染対策への協力に力を入れ、水消費量の高い産業の発展を厳しく制限する。炭採掘による地盤沈下地域においては、総合整備と鉱山環境の回復に力を入れる。武漢都市圏及び環長沙・株州・湘潭都市群、皖江（長江流域・安徽省区間の両岸地域）都市ベルトにおいては、産業転移を受け入れる際に、地域の資源力と生態環境収容量に基づいて、省資源・環境保護に関する参入許可基準を厳格化する。都市・農村の環境保護を統一的に計画し、省資源型・環境配慮型社会の建設を急ぐ。鄱陽湖生態経済区においては、生態環境保護に力を入れる。

東部地区では、汚染物質排出量を大幅に削減し、経済発展のモデルチェンジを急ぎ、資源環境のボトルネックの解決に努める。北京市・天津市・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの地域では、環境管理体制メカニズムの革新を急ぎ、地域的な複合型大気汚染の抑制を確実に行う。河北省・江蘇省の沿海部、浙江省舟山群島新区、海峡西岸、山東半島などの地域においては、資源エネルギーの利用効率をより一層高め、海岸と生物多様性の保護に努める。海南国際観光島の環境インフラ建設を進める。

地域環境保護基本公共サービスの均等化を推進する。適切な環境保護基本公共サービスの範囲と基準を定め、都市・農村と地域の統一的計画策定に力を入れ、環境保護基本公共サービスシステムを整備する。中央財政においては、一般的な移転支出と生態補償などの措置を通じて、西部地区・開発禁止地域と開発制限地域・特殊困難地区に対する支援を強化し、環境保護基本公共サービスの供給レベルを向上させる。地方の各レベルの政府では、環境保護基本公共サービスへの支出を保障し、現場の環境管理力の構築に力を入れる。

## （二）農村の環境保護事業レベルの向上

農村の飲料水の安全を保障する。農村の飲料水水源地調査・評価を実施し、農村飲料水水源保護区または保護範囲の区分けを進める。飲料水水源における環境の総合整備に力を入れる。農村の飲料水水源地における環境管理システムを確立・整備し、法の執行に基づく調査に尽力する。環境保護にかかる広報・教育を実施し、農村住民の水源保護の意識向上に努める。条件を満たす地域においては、都市・農村の水供給一体化を実施させる。

農村の生活排水とゴミの処理レベルを引き上げる。農村部と大規模村落に集中型下水処理施設を建設することを奨励し、都市周辺の町・村の下水を都市下水収集管網に集めて一括処理を行う。居住分散している村落では、分散式で低コスト、メンテナンスの容易な下水処理施設の建設を進める。農村の家庭ゴミの収集・中継運搬・処理を行う施設の建設に力を入れる。都市または県政府所在地周辺の町・村の無害化処理施設と収集・運搬システムの構築を統一的に計画する。交通の不便な地域では現地処理モデルを検討し、農村家庭ゴミに対し、発生源での分別・現地での減量及び資源化利用の実現に向けて指導を行う。

農村での栽培・養殖業における汚染防止対策レベルの向上に努める。農民がバイオ農薬または高効率・低毒低残留性の農薬を使用するよう指導し、農薬の包装については無害化処理を行う。土壌診断に基づいて調製した肥料の普及に力を入れる。生態農業及び有機農業の発展を推進する。農業用マルチフィルム廃棄物やワラなど農業生産廃棄物の資源化利用に力を入れる。水産養殖の汚染調査を実施し、太湖・巢湖・洪沢湖などの湖における水産養殖面積と餌の投入量を減少させる。

重点地域の農村における環境品質を改善する。農村環境の総合整備にかかる目標責任制を実行し、農村クリーンプロジェクトを実施、適切な総合整備モデルと技術を開発して推進するなど、環境汚染の深刻な村落・町における問題解決に力を入れる。2015年までに6万の行政村で環境総合整備の課題を完了させる。農村地域の工業発展構造を最適化し、工業プロジェクトの環境参入許可を厳格化し、都市・工業における汚染の農村への転嫁を防止する。農村地域の化学工業や電気メッキ企業等の移転または廃業後の残留汚染に対しては総合的に処理を行う。

### (三) 環境管理システム構築の取組

環境管理基本公共サービス均等化に向け、基礎プロジェクト・保障プロジェクト・人材プロジェクトなどを中心に構築を推進する。2015年までに汚染源と排出削減管理システム、環境品質モニタリング・評価審査システム、環境警報・緊急対応システムを基本的に構築し、環境管理基本公共サービスシステムを大枠において確立する。

汚染物質の排出削減統計・モニタリング・審査システムを整備する。汚染源自動モニタリングシステムの構築と監督管理、運営の維持に力を入れる。農村及び自動車からの排出の削減・管理能力の開発に力を入れる。環境保護能力（モ

モニタリング・監察・広報教育・統計・情報など)の標準化を全面的に推進し、市・県の環境基礎管理能力を大幅に強化する。北京市・天津市・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの経済発展地域と汚染が深刻な地域及びその他条件を満たす地域においては、環境監察チームを農村や街道まで拡大させる。中西部地区では、県レベル(一部では地、市レベル)のモニタリング監察機構を中心として、現地の環境モニタリング及び法執行業務用建築物の建設を推進する。農業と農村の環境統計を実施する。非点汚染物質の排出量抑制の研究に取り組み、非点汚染物質の排出削減に向けた実証システムの構築を検討する。

環境品質モニタリング・評価審査システムの構築を推進する。国設の環境モニタリング断面(ポイント)の最適化を図り、環境品質評価・審査及び早期警戒ネットワークを確立する。重点地域では、国家環境モニタリングステーションを設置し、国のモニタリングネットワークにおける自動モニタリングレベルを引き上げる。地域特有の汚染物質に対するモニタリング能力の向上も図る。重金属・揮発性有機物など代表的な環境問題の特徴的汚染因子排出源のモニタリングを実施し、特殊な汚染物質に対するモニタリングを地方における定常モニタリングに導入することを奨励する。農村の飲料水水源地・村落の河川(ダム)に対する水質モニタリングテスト事業を実施する。代表的な農村地域の待機バックグラウンドステーションまたは地域ステーションの設置を推進し、流動モニタリング能力の開発に力を入れ、農村地域における環境モニタリングのカバー率を引き上げ、農村環境品質調査・評価を立ち上げる。生物モニタリングの実施については、環境専用衛星の打ち上げと活用を推進し、衛星遠隔探査によるモニタリングと地上でのモニタリングを連動させた国家生態環境モニタリングネットワークを設立する。全国放射線環境モニタリングネットワークを構築する。

環境早期警戒・緊急対応システムの構築に力を入れる。国・省・市の3段階の自動モニタリングシステムの構築を急ぎ、早期警戒モニタリングシステムを確立する。環境情報の基礎能力、統計能力及び業務適応能力を向上させ、環境情報資源センターを設立する。モノのインターネットや電子標識などにより、危険化学品などの保管・運搬などの部分における全過程監視・抑制を実施する。環境緊急対応能力の標準化整備に力を入れる。重点流域・地域の環境緊急対応と管理機構の建設に尽力する。原子力・放射線モニタリングシステムの健全化を図り、重要な原子力施設では監督モニタリングシステムを、その他の原子力施設では流出物リアルタイムのオンラインモニタリングシステムを構築し、国の原子力・放射線安全監督技術を行う研究開発拠点・重点実験室・業務用建築物の建設を推進する。原子力・放射線事故の緊急対応能力・反テロ能力の開発

に力を入れ、緊急対応方策の決定、指揮管理調整システム及び緊急対応物資の貯蔵に努める。

環境管理基本公共サービスの保障能力を向上させる。経費確保のためのルート・枠組みを構築し、運営経費定額基準及び更新メカニズムに従い、国と地方における環境管理ネットワークの運営、設備更新及び業務用建築物の改修・改良ができることを確保する。チームビルディングに力を入れ、人員の資質を高める。原子力・放射線安全管理及び原子力安全にかかる重要ポストに人員の技術資格管理制度の制定を検討する。兼修・育成体制を整備し、市・県の二レベル体制で、特に中西部地域の環境管理人員に対する研修・育成に力を入れる。ハイエンド人材の研修・登用を行う。環境専門の技能大会を定期的で開催する。

## 七、重大環境保護プロジェクトの実施

『第12次5カ年計画』の環境保護目標と課題を確実に実行するため、各環境保護プロジェクトを積極的に実施する（社会全体の環境保護による投資需要は約3.4兆元）。そのうち8つを環境保護重点プロジェクトとして優先的に実施し、環境基本調査とテストモデルを実施する。これによる投資需要は約1.5兆元である。市場メカニズムの活用、資金投入構造の多元化により、一定以上のプロジェクト投資が実施されることを保証する。プロジェクトへの投入は企業と地方に各レベル政府が主体となり、中央政府は個別の状況に応じて支援を行う。プロジェクトの実績評価を定期的に行い、投資の収益性を高める。

### 特記欄2：『第12次5カ年計画』環境保護重点プロジェクト

主な汚染物質排出削減プロジェクト：都市生活排水処理施設及び管網、汚泥処理処分、工業用水汚染防止対策、家畜・家禽養殖汚染防止対策などの水質汚染物質排出削減プロジェクト。電力業界における脱硫・脱硝、鉄鋼焼結機の脱硫。脱硝、その他電力以外の主要業界における脱硫、セメント業界及び工業ボイラーにおける脱硝など、大気汚染物質排出削減プロジェクト。

民生環境改善保障プロジェクト：重点流域の水質汚染防止対策及び水生生態の修復、地下水汚染の防止対策、重点地域の大気汚染共同防止・共同管理、汚染土地と土壌汚染対策・修復などのプロジェクト。

農村環境整備プロジェクト：農村環境の総合整備、農業非点汚染

防止対策等のプロジェクト。

生態環境保護プロジェクト：主要な生態機能区及び自然保護区の建設、生物多様性の保護などのプロジェクト。

重点分野環境リスク防止プロジェクト：重金属汚染防止対策、残留性有機汚染物質と危険化学品汚染の防止対策、危険廃棄物と医療廃棄物無害化処理などのプロジェクト。

原子力・放射線安全保障プロジェクト：原子力の安全と放射性汚染の防止対策法規・基準体系構築、原子力・放射線安全管理技術の研究開発拠点及び放射線環境モニタリング、法執行能力開発、人材育成などのプロジェクト。

環境インフラ公共サービスプロジェクト：都市生活汚染、危険廃棄物処理・処分施設の建設、都市飲料水水源地の安全保障などのプロジェクト。

環境管理能力基礎保障及び人材チームビルディングプロジェクト：環境モニタリング、監察、早期警戒、緊急対応及び評価能力の構築、汚染源のオンライン自動モニタリング施設の建設・運営、人材、広報教育、情報、科学技術と基本調査などのプロジェクト。省・市・県の3レベルでの環境管理システムの構築と健全化。

## 八、政策措置の整備

### (一) 環境目標責任制の実施

生態文明建設のための指標システムを制定し、地方の各レベルにおける人民政府政治実績審査に織り込む。環境保護一票否決制（幹部の業績評価システムの一つで、省エネ・汚染物質排出削減目標が達成できなければ不適格と見なす）を実施する。重点汚染物質の排出削減審査を継続して推進し、環境品質監督審査の実施を検討する。環境目標責任制を実施し、主な汚染物質の排出削減・環境品質・重点流域汚染の防止対策計画の実施状況などの審査結果を定期的に公表する。環境保護目標における課題が達成できない、または発生した突発的的重大環境事故に対し責任を負う政府については面談を行い、違反地域規制（企業または地域が違反をした場合、その違反が是正されるまで、循環型経済推進以外の新規プロジェクトを許可しない）を実施し、関係指導者の責任を追及する。

## (二) 総合策定メカニズムの整備

政府が責任を負い、環境保護部門が統一して監督・管理し、関係部門が協力して、社会全体が共同で参画する環境管理システムを整備する。環境保護部門間の同席会議を通じ、部門間の協調・協働と情報共有を促進する。主な汚染物質の排出規制の要件・環境収容量・環境機能区画と環境リスク評価などを地域と産業発展の計画策定の根拠とする。重点流域・地域の開発、業界発展計画及び建設プロジェクトに対して、法に基づいた環境アセスメントを実施する。計画環境アセスメントと建設プロジェクト環境アセスメントを連動させる仕組みを整備する。建設プロジェクトにおける環境保護検収制度を整備する。環境アセスメント審査に対する監督管理の引き締めを図る。環境保護重点都市の都市全体計画について環境アセスメントを実施し、都市環境保護にかかる全体計画の策定を検討する。

## (三) 法規体系整備の取組

環境保護法・大気汚染防止対策法・クリーン生産促進法・固形廃棄物汚染環境防止対策法・環境騒音公害防止対策法・環境アセスメント法などの法改正に向けた基礎研究に力を入れる。汚染物質総量規制・飲料水の水源保護・土壤環境保護・汚染排出許可証管理・家畜家禽養殖汚染防止対策・自動車汚染防止対策・有毒有害化学品管理・原子力安全及び放射性汚染防止対策・環境汚染損害賠償などの法律法規については立案を検討する。

環境品質基準・汚染物質排出基準・原子力発電基準・民間用原子力安全設備基準・環境モニタリング規範・環境基本基準制定改訂規範・管理規範類環境保護基準等の制定（改訂）を統一的に計画する。大気・水質・海洋・土壌などの環境品質基準を整備し、汚染物質排出基準における一般汚染物質と有毒・有害汚染物質排出抑制の要件を整備し、水質汚染物質の間接的排出抑制と企業の周辺環境品質モニタリングの要件を引き締める。環境リスク源の識別、環境リスク評価と突発的環境事故の緊急対応にかかる環境保護基準の制定を推進する。地方政府が汚染物質排出基準を制定し、実施することを奨励する。

## (四) 環境経済政策の整備

石炭発電所の排煙脱硫電気価格政策を実施する。脱硝電気価格政策についても制定を検討し、汚水処理・汚泥無害化処理施設・非電力業界の脱硫脱硝及びゴミ処理施設などの企業に対して優遇政策を実施する。非住民用水については、

超過分累進課金制度を徐々に実施し、水消費量の高い業界については差別化された水道料金政策を実施する。企業の廃水「ゼロエミッション」政策措置を奨励することについても検討を行う。汚染物質排出権の有償取得・使用制度を整備し、汚染物質排出権取引市場を発展させる。

環境税改革を推進し、汚染物質排出料金の徴収制度を整備する。汚染者が料金を支払うという原則を全面的に実施し、汚水処理料金徴収制度を整備する。料金の徴収基準は汚水処理施設の安定運営と汚泥無害化処理のニーズを徐々に満たすものでなければならない。ゴミ処理費用の徴収方法を改革し、徴収力を増強、ゴミ処理費用徴収基準と財政補助金のレベルを適度に引き上げる。

企業の環境アクション信用評価制度を確立し、環境保護要件と融資原則に見合った企業とプロジェクトに対する融資支援を拡大する。銀行グリーン格付け制度を作り、グリーン融資効果を銀行職員の職務評価、機関参入許可及び企業の発展と結びつける。政府のグリーン調達を推進し、エコ製品の比重を徐々に高め、環境保護サービスの政府調達について推進を検討する。環境保護総合リストの作成・整備を行う。

国家生態補償特定プロジェクト資金の設立を検討する。生態補償条例の制定。実施を検討する。流域・重点生態機能区などの生態補償メカニズムを構築する。資源型企業の持続可能な発展に向けた準備金制度を推進する。

#### (五) 科学技術支援の取組

環境科学技術の基礎研究・応用能力の向上を図る。環境基準・標準の制定にかかる科学的基盤を確固たるものとし、環境調査評価・モニタリングと早期警戒・リスク防止など環境管理技術体系を整備する。環境保護に関する国家主要実験室・プロジェクト技術センター・屋外観測研究ステーションなどの建設を推進する。水質汚染抑制・整備などの科学技術に関する国家重大特定プロジェクトの実施を手配し、汚染抑制・生態系保護及び環境リスク防止に関するハイテク・コア技術・共通技術の研究開発に力を入れる。窒素酸化物・重金属・残留性有機汚染物質・危険化学品などの抑制技術と中国の国情に適した土壌修復、農業非点汚染対策などの技術の研究開発を行う。脱硫・脱硝一体化技術、除リン・脱窒一体化技術及び重金属除去技術などの総合抑制技術の研究開発の推進により一層力を入れる。先進技術のモデル化と普及に努める。

#### (六) 環境保護産業の発展

重点プロジェクトのニーズに関連して、政策主導體制を強める。汚水処理・ゴミ処理・脱硫脱硝・土壌修復及び環境モニタリングを中心とする設備製造業の発展を大いに推進し、新しい環境保護素材・薬剤及び環境配慮型製品の研究開発を行い、モデル化する。業界間・企業間の循環利用共同体の構築を推進する。環境保護施設の運営資格許可制度を実施し、排煙の脱硫脱硝、都市・農村の下水・ゴミ処理・危険廃棄物の処理・処分など汚染物質処理施設の建設と運営の専門化・社会化・市場化を推進するとともに、排煙脱硫装置の特別許可経営を推進する。環境保護産業の統計基準を制定する。プロジェクトの投融资、設計・建設、施設の運営・メンテナンス、技術コンサルティング、クリーン生産審査、製品認証及び人材育成など環境サービス業のレベルを向上させる政策措置の制定を検討する。

#### (七) 資金投入拡大の取組

環境保護を各レベルの財政における年度予算に組み入れ、徐々に資金投入量を拡大させる。同レベルの財政における環境保護能力開発経費の占める割り当も適宜拡大させる。中西部地域においては、環境保護へのサポートを強化する。環境基本公共サービスの均等化推進と環境品質改善状況に関し、一般移転支払制度を整備し、国家重点生態機能区・中西部・民族自治地域に対する環境保護の移転支出を拡大する。「褒賞による防止促進」、「褒賞による処理促進」、「褒賞による補助金代用」等の政策を推進し、各レベルの財政でより一層の資金導入を促す。

環境金融製品の革新を推進し、市場化融資メカニズムを整備する。汚染物質排出権を担保とする融資モデルを検討する。財政投入と銀行融資、社会資金を組み合わせたモデルの構築を促す。条件を満たす地方における融資プラットフォーム企業が、直接または間接的融資により環境保護への投融资ルートを開拓することを奨励する。条件を満たす環境保護企業の債権発行や体制改革による上場をサポートし、条件を満たす環境保護上場企業が再融資を行うことを奨励する。環境保護設備施設におけるファイナンスリース業務の発展を検討する。複数ルートによる環境保護産業発展ファンドの設立を奨励する。各種ベンチャー投資企業・株式投資企業・民間の寄付金及び国際援助資金などから、環境保護分野への投資を引き出す。

#### (八) 法執行・監督管理の厳格化

環境監察体制を整備し、法の執行責任及び手順を明確化することで、法執行の高効率化を図る。環境法の行政区を越えた執行協力メカニズム及び部門間連動による法執行メカニズムを構築する。違法に汚染物質を排出する企業に対して取り締まり、国民の健康を守る「環境保護特定プロジェクト」を進める。環境に関する違法行為にかかる処罰の方式を改正し、法執行力を強化する。環境安全監察を引き続き実施し、環境の安全における潜在的リスクを取り除く。産業移転受入環境の管理を強化する。違反流域規制・違反流域規制・違反業界規制（企業または地域が違反をした場合、その違反が是正されるまで、循環型経済推進以外の新規プロジェクトを許可しない）と公示監督処分などの監督調査制度をより一層推進する。環境関連の法律法規の執行と環境問題の対策実施状況の事後監督査察を実施し、重大な環境事故と汚染事故にかかる責任追及の制度を整備する。環境保護法廷の設立を奨励する。

#### （九）地方人民政府の積極性向上に向けた取組

環境保護インセンティブ措置をより一層推進し、地方政府における環境汚染予防・整備に対する積極性を存分に引き出す。指導幹部の業績総合評価システムの更なる整備に努め、地方の各レベルの政府が環境保護を事業全体の優先的ポジションに位置づけるよう指導し、当該地域の環境保護に関する重大な問題については直ちに検討し解決する。中央政府における環境保護への投資管理メカニズムを整備し、地方政府の投資拡大を促す。生態文明の建設モデルプロジェクトを推進し、環境保護モデル都市・生態モデル地区などの創設への取組を奨励する。

#### （十）部門協働による環境保護の推進

環境保護部門は環境保護の指導・協調・監督及び総合管理に力を入れる。発展改革・財政などの総合部門は環境保護に資する財政・税制、産業、価格及び投資政策を制定する。科学技術部門は汚染物質排出抑制や環境品質改善等のコア技術の研究開発及びモデル化に対するサポートに力を入れる。工業部門は企業の技術改造力強化と業界参入許可の厳格化を行うとともに、旧式生産設備を廃棄する体制を整備し、工業汚染の防止対策に努める。国土資源部門は生態系保全用地の開発を抑制し、鉱物資源開発における環境整備・修復に力を入れ、環境保護にかかる重点プロジェクトの建設用地を確保する。住宅都市・農村建設部門は都市・農村の下水、ゴミ処理施設の建設、運営管理の強化を行う。交通輸送、鉄道などの部門は道路・鉄道・港湾・航路の建設及び輸送過程における生態環境保護に力を入れる。水利部門は水資源の利用と割当を最適化し、生

活・生産経営及び生態環境用水を調和させた統一的計画を策定するとともに、河川に流入する汚染排出口の管理を厳格化し、水資源の管理と保護及び水土流失対策に尽力する。農業部門は肥料や農薬の科学的使用に対する指導と導入に力を入れ、家畜家禽養殖汚染の防止対策、農業用水の節約、農業種資源・水生生物資源・漁業水域と草原の生態系保護に努め、外来種管理も強化する。商業部門はホテル・レストランなどの汚染抑制を厳格化し、グリーン取引を普及させ、環境的要素による取引の障壁に対応する。衛生部門は環境と健康に関する活動を積極的に推進し、重金属検査システムの構築に力を入れる。税関部門は廃棄物の輸出入管理を強化し、廃棄物の不法取引など環境の安全に危害を与える行為に対する取締りに力を入れ、危険廃棄物の国境を越える違法移転を阻止する。林業部門は林業の生態系に努める。観光部門は観光資源を適切に開発し、観光地の環境保護に力を入れる。エネルギー部門はエネルギー消費量を適切に調整し、エネルギー構造の戦略的調整を行い、エネルギー利用効率を引き上げる。気象部門は大気汚染の防止対策と水環境の総合処整備、気象モニタリング早期警戒サービス及び原子力の安全と放射性汚染気象の緊急対応サービスに力を入れる。海洋部門は海洋生態系の保護に尽力し、海洋保護区の建設を推進、海洋工事、海洋投棄などへの管理引き締めを行う。

#### (十一) 国民全体の参画を積極的にリード

全国民教育環境アクションプランを実施し、社会全体の環境保護への参画を促す。グリーン設立活動を推進し、グリーン生産・グリーン生活を提唱する。プレスリリース及び重大環境情報の開示制度を整備する。都市環境品質・重点汚染源・重点都市の飲料水の水質、企業環境及び原子力発電所の安全情報公開を推し進め、有毒・有害物質を排出する企業に関する環境情報の強制開示制度を確立する。企業の社会的責任を更に高めるよう促す。環境保護通報制度を整備・確立し、環境陳情、12369 環境保護ホットライン、Eメールなどのクレーム申し出のためのルートを用意し、通報への褒賞金制度を奨励する。環境公益に関する訴訟をサポートする。

#### (十二) 環境に関する国際協力の強化

他国や国際機関との環境協力に力を入れ、国外の先進的な環境保護理念や管理モデル、汚染処理技術及び資金を積極的に導入し、中国の環境保護政策と進展を宣伝する。国際環境条約、原子力の安全と放射性廃棄物安全管理等の条約履行の推進に尽力するとともに、国内の協調メカニズムを整備、条約履行のた

めの中央財政投資を拡大し、国際資源とその他ルートの資金を一つにした条約履行資金保障メカニズムを検討する。

環境と貿易に関連する協議及び関連規則の制定に積極的に参加し、環境と貿易の協調に努め、中国の環境権益を保護する。「高汚染・高環境リスク」製品の輸出入関税政策の調整を検討し、高エネルギー消費、高排出製品の輸出を規制する。輸出入貿易にかかる環境管理を全面的に引き締め、環境保護基準を満たさない製品・技術・施設などの導入を禁止し、グリーン貿易の推進に力を入れる。

### 九、組織の指導幹部と評価審査の強化

地方人民政府は計画実施の責任主体である。政府は計画目標・課題・措置及び重点プロジェクトを当該地域の国民経済・社会の発展全体計画に織り込み、計画の実施状況を地方政府の指導幹部にかかる総合審査評価の重要項目としなければならない。国務院の関係各部門はそれぞれが自らの責任を負い、協力を密にし、体制メカニズムを整備し、投資の拡大と計画の実施に取り組まなければならない。計画の実施状況に関しては、2013年末に中期評価、2015年末に最終審査を行い、同評価・審査の結果は国務院に報告したのち一般公開する。また、同評価・審査の結果は地方政府の実績審査における重要項目とする。